

ID: 207

担当部署: 上下水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	聖籠町水道事業給水条例 第5条第1項		
例規番号	昭和57年 条例第13号		
<p>【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込) 第五条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下「法」という。)第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の申し込みに当り、町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>【基準】 第5条 給水装置の新設等の申込 新設 給水区域内であること。 他人の土地を通過しないこと。 加入金の納付が行われること。 改造 工事申込を行うこと。 貸し屋等の場合、入居者の同意があること。 撤去 貸し屋等の場合、入居者の同意があること。 同意が必要とする場合 貸し地等の場合、土地の所有者 貸し屋等の場合、家屋の所有者 軽微な変更(水道法施行規則第13条) 単独水栓の取替え及び補修をいう。 (こま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え)</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日